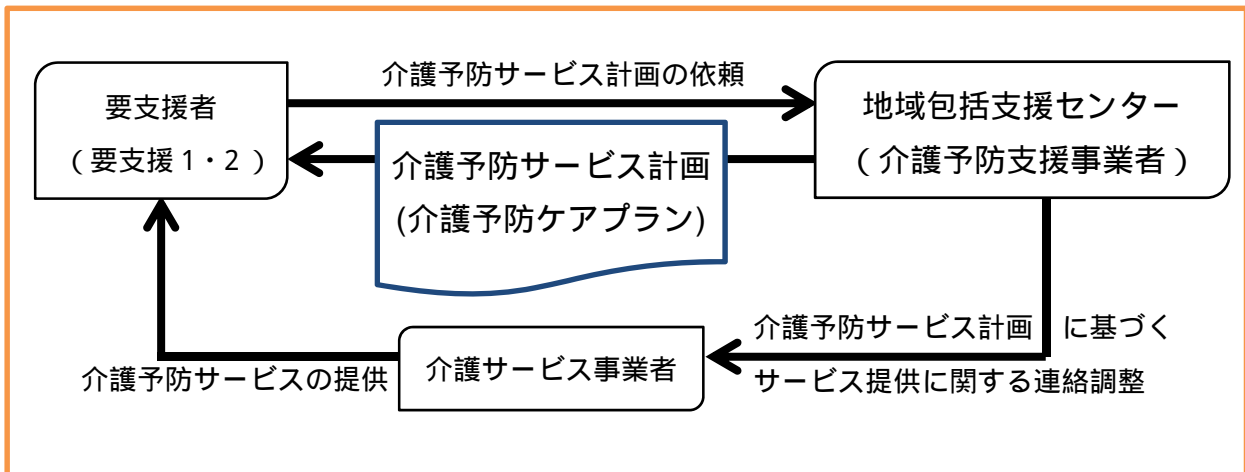


袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（案）の概要説明

1 指定介護予防支援の概要

(1) 指定介護予防支援とは

要支援1または要支援2の認定者が、介護保険の介護予防サービス及びそれ以外の必要な医療・保健・福祉サービスを適切に利用できるよう、要支援者からの依頼を受けて、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等を考慮し、利用するサービスの種類や内容等を定めた介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整等を行って支援すること。



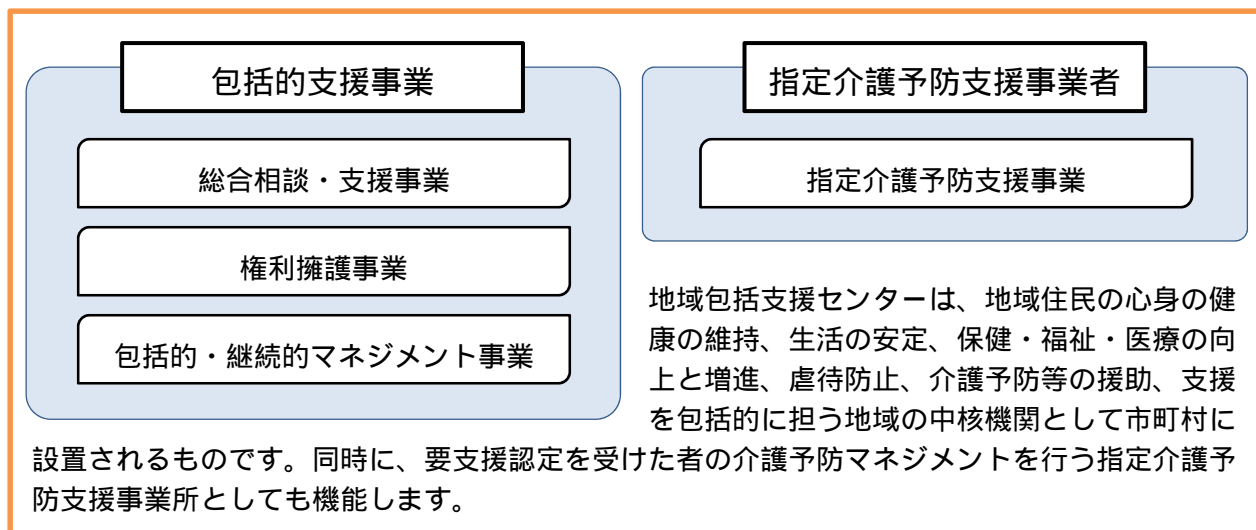
(2) 指定介護予防支援事業者とは

指定介護予防支援事業者とは、介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するために、要支援1または要支援2の認定者に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から「介護予防ケアマネジメント」を行う事業者をいいます。

これらの基本理念を踏まえ、介護予防支援の事業については、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受け、主体的に行う業務としています。

ここで定める指定介護予防支援事業者とは、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターにおける介護予防支援事業の介護予防ケアマネジメント業務についてのみ委託を受け、行うことのできる事業者をいいます。

(3) 地域包括支援センターとは



2 条例制定の背景

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準については、これまで国が定めた基準が自治体に義務付け・枠付けされてきたところですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）（第3次一括法）により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の一部が改正され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を条例で定めることとされたことから、新たに条例を整備するものです。

3 条例制定の目的

法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定めることを目的とするものです。

なお、条例の制定に当たっては、法第115条の22第3項及び第115条の24第3項の規定により、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に定める基準に従い、又は参酌し定めるものです。

4 条例で定める基準

基準省令の名称	区分	該当する項目
介護保険法施行規則第140条の34の2	従うべき基準	法人であること
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	従うべき基準	従業者の員数 管理者 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 秘密保持等 事故発生時の対応
	参酌すべき基準	基本方針 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 身分を証する書類の携行 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 指定介護予防支援の業務の委託 法定代理受領サービスに係る報告 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 利用者に関する市への通知 管理者の責務 運営規程 勤務体制の確保等 設備及び備品等 従業者の健康管理 掲示 広告 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等 苦情処理 会計の区分 記録の整備 指定介護予防支援の基本取扱方針 指定介護予防支援の具体的取扱方針 介護予防支援の提供に当たっての留意点 準用

5 国の示す基準に対する本市の基準（案）とその考え方

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、参酌する基準となる指定介護予防支援事業者、介護予防のための効果的な支援の方法等については、介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続することを実現していくための基準として、現在までの取組に加え特段の事情や地域性も踏まえて十分に参照した結果、省令の基準と同一の基準を定めるものです。

なお、本市の独自基準として以下の考え方から、暴力団員等の排除及び記録の保存期間に関する規定について定めております。

項目	基準省令	本市の独自基準	独自基準を定める考え方
暴力団員等の排除	定めなし	法人及び法人の役員等は、袖ヶ浦市暴力団排除条例に定める暴力団及び暴力団員等でないこととする。	介護予防支援等の事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備するため。
記録の保存期間	記録の保存期間は2年間	介護の提供に関する記録の保存期間を5年間とする。	介護報酬の請求誤り等があった場合の返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により5年とされているため、給付等の適正を確保するため。

6 条例における基本的事項

第1章 総則

第1条（趣旨）

本条例は、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の2第4項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めることを規定するものです。

第2条（定義）

この条例における用語の意義を規定するものです。

第3条（指定介護予防支援事業者の資格）

指定介護予防支援事業者の事業者について規定するものです。

第4条（基本方針）

指定介護予防支援の事業の基本方針を規定するものです。

第2章 人員に関する基準

第5条（従業者の員数）

指定介護予防支援事業者の従業者の員数の基準を規定するものです。

第6条（管理者）

指定介護予防支援事業所の管理者の基準を規定するものです。

第3章 運営に関する基準**第7条（内容及び手続の説明及び同意）**

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援を提供するに当たっての内容及び手続の説明及び同意に関する基準を規定するものです。

第8条（提供拒否の禁止）

指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない旨を規定するものです。

第9条（サービス提供困難時の対応）

指定介護予防支援事業者が、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合の対応について、規定するものです。

第10条（受給資格等の確認）

指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援の事業の提供を求められた場合に、確認すべき内容について規定するものです。

第11条（要支援認定の申請に係る援助）

指定介護予防支援事業者による、利用申込者の要支援認定の申請に関する援助について、規定するものです。

第12条（身分を証する書類の携行）

指定介護予防支援事業所の担当職員の身分を証する書類の携行と、提示を求められた場合の対応等を規定するものです。

第13条（利用料等の受領）

指定介護予防支援事業者が利用者から支払いを受ける利用料について規定するものです。

第14条（保険給付の請求のための証明書の交付）

指定介護予防事業者が利用者に対して交付する指定介護予防支援提供証明書について規定するものです。

第15条（指定介護予防支援の業務の委託）

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託する場合の遵守事項を規定するものです。

第16条（法定代理受領サービスに係る報告）

指定介護予防支援事業者が、毎月市に対して行うべき法定代理受領サービス等の報告について規定するものです。

第17条（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

指定介護予防支援事業者は、利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない旨を規定するものです。

第18条（利用者に関する市への通知）

利用者に不正等があった場合の市への通知義務について規定するものです。

第19条（管理者の責務）

指定介護予防支援事業所の管理者の義務について規定するものです。

第20条（運営規程）

指定介護予防支援事業者が定めなければならない運営規程の事項について規定するものです。

第21条（勤務体制の確保等）

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員等の勤務体制を定めなければならないこと等を規定するものです。

第22条（設備及び備品等）

指定介護予防支援事業者の設備及び備品等について規定するものです。

第23条（従業者の健康管理）

指定介護予防支援事業者は、従業者の健康等の管理を行わなければならない旨を規定するものです。

第24条（掲示）

指定介護予防支援事業所への重要事項の掲示の義務を規定するものです。

第25条（秘密保持等）

指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の秘密保持に関する責務及び指定介護予防支援事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならない旨を規定するものです。

第26条（広告）

指定介護予防支援事業所について広告をする場合の内容について規定するものです。

第27条（介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等）

指定介護予防支援事業者及びその従業者による介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等を規定するものです。

第28条（苦情処理）

指定介護予防支援事業者の支援等に係る苦情に対する対応について規定するものです。

第29条（事故発生時の対応）

指定介護予防支援事業者の事故発生時の対応及び支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の賠償義務を規定するものです。

第30条（会計の区分）

指定介護予防支援事業者の会計の区分について規定するものです。

第31条（記録の整備）

指定介護予防支援事業者が整備、保存しなければならない記録について規定するものです。

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第32条（指定介護予防支援の基本取扱方針）

指定介護予防支援の基本取扱方針について規定するものです。

第33条（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

指定介護予防支援の具体的取扱方針について規定するものです。

第34条（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

介護予防支援の提供に当たっての留意点について規定するものです。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

第35条（準用）

基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、準用することを規定するものです。

附 則

条例の施行期日について、規定するものです。

7 今後のスケジュール

平成26年	
12月 1日	パブリックコメント手続（意見募集）
～12月26日	
平成27年	
1月13日	政策調整会議（パブリックコメント実施結果・条例議案付議）
1月21日	政策会議（パブリックコメント実施結果・条例議案付議）
1月28日	介護保険運営協議会（パブリックコメント実施結果・条例議案付議）
2月13日	議会全員協議会説明（パブリックコメント実施結果・条例議案付議）
2月 日	議会定例会議案上程
3月 日	文教福祉常任委員会
3月 日	議会本会議採決
3月 日	条例公布
4月 1日	条例施行

8 近隣市の状況

木更津市 : 平成 27 年 4 月 1 日施行予定 (平成 27 年 3 月議会上程予定)

君津市 : 平成 27 年 4 月 1 日施行予定 (平成 27 年 3 月議会上程予定)

富津市 : 平成 27 年 4 月 1 日施行予定 (平成 27 年 3 月議会上程予定)

市原市 : 平成 27 年 4 月 1 日施行予定 (平成 27 年 3 月議会上程予定)